

沖縄県立中部A特別支援学校(仮称)の福祉避難所指定を求める意見書

障害のある子供たちが災害発生時に安全で安心して避難生活を過ごせるよう、福祉避難所を確保することは極めて重要な課題です。中でも特別支援学校への避難は、在校生やその家族等にとって慣れ親しんでいる場所であり、安心感を持てることが想定されます。

そこで美咲特別支援学校保護者・関係者は有志の会を立ち上げ、「公共の福祉避難所の設置」「県立中部A特別支援学校(仮称)を福祉避難所として指定」「通常避難所が困難な家族への暫定的な対応を公にすること」について、福祉避難所への直接避難等に関する要望書として沖縄県に求めるため署名活動を実施した結果、うるま市民から1,360筆の署名が集まり、沖縄県内で合計4,916筆の署名があったとの報告がありました。

内閣府では、令和3年5月に災害対策基本法施行規則を改正し、福祉避難所について、あらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度を創設するとともに「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」について、必要な改正を行いました。同ガイドラインの中では、特別支援学校について、障害のある子供やその家族、特に在校生等が避難するための指定福祉避難所とすることも想定され、個々の特別支援学校の事情に留意しつつ、関係地方公共団体は、人材の確保や備蓄等について必要な支援を行うこととされています。

また、文部科学省においては、令和6年11月29日に閣議決定された令和6年度補正予算案において、避難所となる公立小中学校等の体育館等への空調設備の整備を加速するために必要な経費を計上しており、新たに「空調設備整備臨時特例交付金(仮称)」を設ける予定です。そのことについては、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して通知が行われており、整備推進が望まれます。

よって、国の福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定に基づき、障害を持った人でも利用しやすい福祉避難所への直接避難を進めるため、下記のとおり要請する。

記

1. うるま市兼箇段に建設を進めている県立中部A特別支援学校(仮称)を福祉避難所として指定すること。
2. 障害のある人たちの中には、普段から体温調節が困難な方もいるので、避難所となる体育館等へ空調設備を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

沖縄県うるま市議会

あて先

沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長